平成２７年（フ）第６１号
長崎県諫早市幸町59番13号　ハイツたかだ３号、旧住所長崎県雲仙市愛野町甲370番地
債務者　藤山　誠児
1　決定年月日時　平成27年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第５２号
鹿児島県鹿児島市田上台４丁目43番２号
債務者　川野多賀子
1　決定年月日時　平成27年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第４７号
北海道苫小牧市大成町１丁目14番２―509号
債務者　井上　勝子
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第４８号
北海道苫小牧市しらかば町５丁目22番８号　アンビシャスしらかば103号
債務者　賀谷　祐司
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第５０号
北海道苫小牧市船見町１丁目２番19号　ブリリアント船見Ｄ101
債務者　渡邊　　敦
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第２９６号
宮城県黒川郡大和町吉岡字天皇寺184番地の３　シャインハイツ102
債務者　櫻井　智美
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３６６号
仙台市宮城野区五輪２丁目９番12―1001号
債務者　根本　惠市
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３７５号
宮城県宮城郡松島町高城字水溜下６番地の１町営住宅高城団地第323号
債務者　植田　洋一
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３９７号
仙台市若林区六郷16番14号　シャーメゾン・エムオー101
債務者　澤口　敬一
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１８３号
茨城県水戸市河和田３丁目2341番地の８
債務者　大内　久美
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１８７号
茨城県ひたちなか市大字高場721コーポミナミ１－３、住民票上の住所茨城県ひたちなか市大字佐和243番地１
債務者　渡邉　知浩
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第９７号
茨城県つくば市松代３丁目24番地１　１棟602号
債務者　内海はる美
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第５２号
長野市大字北堀439番地１　鈴木アパート
債務者　三井　敏子
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７４号
長野市中御所４丁目11番Ｃ－421号　裾花団地Ｃ－421
債務者　佐々木亜紀
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５４６号
京都市東山区本町２丁目75番地
債務者　中野　　茂
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５１８号
兵庫県赤穂市東浜町32番地
債務者　寺本　正治
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１９４号
兵庫県姫路市的形町福泊294番地３
債務者　尾上里栄子
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部